

41.9.30
鳥取県公報

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

(定価二部一冊月三冊(送料を含む。))

鳥取県告示第四百四十九号
森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条

水源かん養保安林	米子	野田	六、三四	野田
水砂流出防備保安林	西伯	福永	一、六一	福永
	全町村	倉坂	三、四四	倉坂
	江府			
	三六一、五七	米子地区		
	四、〇二	大山		
	〇、三七	中山		
	〇、一〇	米子		
	一、三二	会見		
	四、六六	岸本		
	三、六二	西伯		
	四、三二	溝口		
	二、四四	江府		
	一、二一	宮内		
	〇、〇六	門野		
	二、二〇	孝靈山		
	〇、八二	法勝寺		
	〇、一〇	大谷奥		

第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十一年九月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

保安林の種類	市郡名	同一の単位とされる保安林の所在場所	町村名及び字名	皆伐面積の限度	単位区域名
水源かん養保安林	鳥取	岩美	八頭	九三、六五	鳥取地区
水砂流出防備保安林	鳥取	岩美	河原 郡家	八九、四九	岩美
	福部	国府		五、八六	国府
	福部	福部		〇、三〇	福部
	鳥取	鳥取		四七、五五	鳥取
	鳥取	鳥取		一、三六	鳥取
	鳥取	鳥取		〇、六八	鳥取
	鳥取	鳥取		一七、五六	鳥取
	河原	河原		四、二八	河原
	郡家	郡家		六、五七	郡家
	岩美	岩美		三、〇四	岩美
	岩美	岩美		一、五二	岩美
	高路	高路		四、九三	高路
	鹿野	鹿野		二、四二	鹿野
	鹿野	鹿野		六四七、七九	鹿野地区
	日野	日野		〇、六一	日野
	日野	日野		二、八五	日野

目次
告示 定例県議会の招集

告示

鳥取県告示第四百七十七号

昭和四十一年九月二十六日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和四十一年九月十七日

鳥取県知事 石

破

二

朗

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日またはその翌日)